

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
四万十市(西土佐)	江川崎地区② (長生・半家・本村・中組・押谷・権谷)	令和4年3月31日	令和6年3月31日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	78.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	40.6ha
③地区内における20才以上の農業者の耕作面積の合計	26.4ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	12.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.6ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	0.0ha

注1:③の「20才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

中山間地域に位置し、山間が多い地形から狭小な農地が多く、耕作しづらい立地条件であるため、基盤整備も一部の完了に留まっている。

現状では他の地域に比べ農業従事者は多いが、兼業農家が多数を占めており、中心経営体が少人数しかいない。このため兼業農家の労働力を用いて中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払い交付金の運用や、鳥獣防護柵設置等を行なっている。担い手となる後継者が地域内にわずかしかいない。地域によっては10年後まで耕作継続できる場所もあるが、全体的にはやはり高齢化が進んでおり、担い手の確保が課題となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、当面は中心経営体である認定農業者等4経営体が担うが、当地区の面積を保持するには人員が不足しているため、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを積極的に促進するとともに、地区全体を包括できる広域的な集落営農組織の編成に取り組む。また近隣の集落営農組織や経営体と連携し、作業を委託していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>(集積農地の整備)</p> <p>中心経営体へ集積する農地については、生産性・利便性の良いものを選別し、各種整備・交付金事業を活用して水路や圃場を整備・修繕し、優先的に維持していくとともに、手間のかからない高収益作物への転換を行う。また耕作放棄地が増加すると、そこから病害虫が発生する恐れがあるため、各交付金制度を利用して集約する農地周辺の整備を計画的に行う。</p>
<p>(農地中間管理機構の活用方針)</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>(新規・特産化作物の導入方針)</p> <p>地区内に複数の加工販売事業者(ぼっぼ栗・中組絆の会)が存在するため、これらの原材料となる作物(栗・大豆)を栽培し、特産加工に取り組む。また従来の製品に加え、新たにさつまいも加工品(ひがしやま等)にも目を向け、体制の構築を検討する。</p>
<p>(鳥獣被害防止対策の取組方針)</p> <p>各地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。特にサルについては、猟友会や高知県等関係機関と連携し、専用わなの設置やパトロールの強化を行う。</p>
<p>(災害対策への取組方針)</p> <p>市やJA等と連携し、水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、気象情報を共有し、被害発生の抑止に努める。</p>
<p>(集落営農組織の編成)</p> <p>地域内で複数の組が、中心経営体には該当しないが機械の共同購入を行ない、農地を管理・利用している。今後これらの任意組織を再編し、補助制度を活用して設備の更新や作業受託を行ない、地区全体の農地管理をまかなえる集落営農組織への移行を検討する。</p>